

2022年4月28日

衆議院憲法審査会 会長 森 英介 様

衆議院憲法審査会への要望および提案

2021年6月18日に公布され同年9月18日に施行された改正国民投票法（第2次）には、その附則に、「国は、この法律の施行後3年を目途に、次に掲げる事項について検討を加え、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」と明記しています。

そして、「国民投票の公平及び公正を確保するため」に必要な事項として、次の3つの項目をあげています。

イ 国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の制限

ロ 国民投票運動等の資金に係る規制

ハ 国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るための方策

この「施行後3年を目途に…」という附則は、与野党の駆け引きの中で盛り込まれたものだとして理解していますが、施行後1年近くが経過した現時点で、これまでに具体的かつ旺盛な議論が憲法審査会で行われたかということ、不十分だと言わざるを得ません。

この十数年間の動きを見てもそれは同じで、政局や国対、党利党略を優先する議員が少なくなかったため、結果として長期にわたりこの問題を先送りにしてきました。

私たち主権者の重要な主権行使の機会となる国民投票。それが実施される際のルールとなる国民投票法に関しては、まだ改善の余地があります。立法府とりわけ憲法審査会は、政党間の駆け引きに拘泥せず、ひたすらその改善のために努めるべきではないでしょうか。

さて、私たち「国民投票のルール改善を考え求める会」は、公平かつ理性的認識を妨げないルールによって国民投票を実施すべきだと考えています。そこで、衆参各院の憲法審査会長に次のような要望および提案を行います。

[1] 国民投票における公平かつ理性的認識を促すルールを設定すべく、憲法審査会においては、「改善すべき事項、明確にすべき事項」についてこれまで以上に頻繁に議論を重ねて結論を出し、もし法改正が必要なら、速やかにそれを履行していただきたい。

[2] 日本史上初の国民投票を実施する前に結論を出すべきだと私たちが考える事項に関して、このあと簡潔に記します。

① テレビ、ラジオにおける有料広告放送＝国民投票運動 CM（いわゆる意見表明という体裁の CM を含む）へのさらなる規制を行うか否か。

② 憲法改正案の発議後、テレビ、ラジオやネットのさまざまな番組内において、国民投票にかけられている案件に関して出演者が賛成あるいは反対を主張、あるいはどちらかに誘導するような発言がなされることについて、国はこれにどう対処するのか。

③ 政党や企業・団体、個人に関して、国民投票運動に使える金額の上限を設けるのか否か。

[3] 上記の事項に関して具体的にどういったルールにすべきかについて、私たちは 2016 年 4 月以降 6 年余にわたって研究・考察・議論を重ねてきましたが、現時点でこう考えています。

[2] の ① について。

テレビ、ラジオにおける有料広告放送＝国民投票運動 CM（意見表明という体裁の CM を含む）に関しては、いわゆる「刷り込み」や「マインドコントロール」を防ぐために、国民投票法（第 105 条）に明記されている「**何人も、国民投票の期日前十四日に当たる日から**国民投票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか、放送事業者の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない」を「**何人も、憲法改正案発議の日から…**」に改めるべきだ。

ネットにおける有料の国民投票運動 CM（意見表明という体裁の CM を含む）に関しても、同じく「**憲法改正案発議の日から禁止**」とすべきだ。

有料の広告放送 = 国民投票運動 CM を禁ずる一方、憲法改正案発議後にさまざまな団体、メディアなどが催す（賛否両派が一堂に会する）**公開討論会**を、多数の投票権者がテレビやネットで視聴できるようにすることを求める。

そのために、「国民投票広報協議会及び政党等による放送」について記した国民投票法第 106 条の 8 つの項の規定に加えて、国民投票広報協議会が日本放送協会及び当該放送を行う基幹放送事業者と協議して、政党の代表者や有識者などによる**討論会を放送する旨の規定**を新たに加えていただきたい。

この討論会の放送を行うために発生する番組制作料、放送料などの費用は、「政党等は、……憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができる」（第 106 条 4 項）としている「意見の広告」（同条 2 項）と同じく、国費で賄うこととし、民間企業などを討論会放送のスポンサーにしない。

例えば、2016 年のイギリスでの国民投票の際、BBC は公開討論会を自ら主催し生放送した (<https://www.youtube.com/watch?v=vXuvsShIDjo>) が、そういったことを NHK や民放各局に推奨、要請していただきたい。

日本においても国民投票の際にこうした討論会を数多く開催し、各放送局が連日、討論の様様を流して投票権者の理性的認識を促すべしというのが私たちの考えだ。

公開討論会は、フェイクも混じりかねない言いつ放しの CM とは異なり、互いが相手の嘘や曖昧な話に突っ込みを入れて投票権者により正確な情報を提供することができる。それによって、投票権者は感性やイメージのみに左右されることなく理性的な判断を下す可能性を得ることができる。

[2] の ② について。

言論・表現の自由は侵してはならず、出演者各人がどういった発言をするかは自由とする。ただし、出演者を「賛成」あるいは「反対」の人（発言者）ばかりで占めないように配慮してほしい旨、国は放送局などに要請すべきだ。

[2] の ③ について。

政党や企業・団体、個人すべてに上限規定を設けるべきだと考える。また、政党に関しては有している国会議員の数と関係なく、すべての党に同じ額の上限を設定すべきだ。

以上、私たちのこうした要望および提案に関して、受け流すことなく、主権者の声として受け止め、憲法審査会長としてのお考えをお聞かせ願いたい。形式的なものに終始せず、実のある回答をお願い申し上げます。

回答は、メールでも郵便でもけっこうです。勝手ながら、本状送付3週間後の5月20日までに回答を頂戴できれば幸いです。

なお、この「衆議院憲法審査会への要望および提案」は、本会のウェブサイトほかで、5月3日より公開いたします。

参院選後の秋に私たちが開催する「国民投票のルール改善に関する」円卓会議にぜひ参加していただきたい。院の中だけではなく、院外の市民のフィールドに足を運んでの議論に臨んでいただきたい。かつて、衆議院憲法調査特別委員会の中山太郎氏が与野党の理事とともに3度にわたってそうした場に赴いたように。

後日、参加要請状を送付いたしますので、よろしく御検討ください。

それから、本会を含む、「護憲・改憲」の立場を超えて国民投票のルール設定の問題に取り組んでいる市民グループ（団体）を参考人として憲法審査会に招き、意見聴取をしていただきたい。一人ひとりの主権者・国民に改憲の是非を問い、その意思を確認する国民投票のルール設定に関しては、法曹界・放送界のみならず主権者・市民の考え、要望を聴き取り、憲法審査会における議論・決定に際しての参考にしていただきたい。

以上、なにとぞ、よろしく願い申し上げます。

国民投票のルール改善を考え求める会

[http://ref-info.com/rule-of-ref/
rule.of.ref@gmail.com](http://ref-info.com/rule-of-ref/rule.of.ref@gmail.com)

544-0003

大阪市生野区小路東 2-1-12-710